

○田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

平成24年3月1日告示第9号

改正

平成28年3月1日告示第19号

平成29年5月31日告示第55号

令和3年3月30日告示第66号

令和5年3月22日告示第39号

令和7年3月26日告示第69号

田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、非化石エネルギーの利用拡大を目指し、新エネルギー利用機器を導入するものに対して行う補助金の交付に関して、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助の対象となる新エネルギー利用機器（以下「機器」という。）は、別表第1に掲げる機器で、未使用の物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅又は住宅に隣接する車庫、倉庫、庭等（以下「住宅等」という。）に機器を設置する者
- (2) 世帯の全員が市税等を滞納していない者
- (3) 以前に同一の種類の機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない者
- (4) 申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結した者（太陽光発電システムに限る。）
- (5) 住宅等に設置された機器により発電された電気を、需給地点となる住宅において消費する者（太陽光発電システムに限る。）

2 補助金の交付は、別表第1の補助対象機器の種類ごとに、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、機器の設置又は購入に要した費用とし、別表第2の左欄に掲げる補助対象機器につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する書類の提出期限は、申請年度の3月31日とする。

2 規則第4条第1項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 機器設置報告書（様式第1号）
- (2) 市税完納証明願（様式第2号）
- (3) 機器の設置状況を確認できる写真
- (4) 機器の設置費に係る領収書及びその内訳書の写し

- (5) 機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) 機器を設置する住宅の位置図
- (7) 建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権の全てを有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）
- (8) 電力事業者との電力受給契約確認書の写し（太陽光発電システムに限る。）
- (9) 住民票の写し（電力を受給する住宅への居住が確認できるものに限る。）
- (10) 電力を受給する住宅に係る登記の全部事項証明書
- (11) 機器設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号に規定する書類は、同条第3項の規定により提出を省略するものとする。

（実績報告等の併合）

第6条 第5条の交付申請は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 規則第15条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた者は、速やかに田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（情報の提供等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の廃止）

2 田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに、田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年告示第19号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月22日告示第39号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

補助対象機器	内容
太陽光発電システム	住宅等の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧又は高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムであって、太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満のもの。
太陽熱利用システム	住宅等の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーにより温められた不凍液等の集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム。 又は、住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器（自然循環型又は真空貯湯型のものをいう）

別表第2（第4条関係）

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	20,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（4キロワットを超えるときは4キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。
太陽熱利用システム	設置に要する経費に1／10を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、80,000円を上限とする。